

会計		介護保険特別会計														
施策の大綱	まちづくりの目標(章)		施策分野(節)		施策											
	第2章 共生共感都市		04 高齢者福祉		02 健やかで安心できる暮らしを支援する											
事業：特定入所者介護予防サービス費給付												整理番号	1175			
目的	施設に入所された低所得者の負担軽減をに配慮し居住費(滞在費)・食費について所得段階に応じ利用者の負担上限額を定め、利用者の負担を軽減する。															
目標	低所得者に区分される要支援認定者の食費・居住費の軽減を行う。															
事業費・財源	事業費(決算額)(千円)		174		コスト情報・評価	総コスト(千円)		1,318		総合評価	B	妥当性		A		
	財源内訳	一般財源		63		事業費		174				効率性		A		
		国府支出金		61		人件費		1,144				有効性		B		
		地方債		0		公債費		0		補足給付対象施設の拡大が必要						
		その他特定財源		50		一人あたり(円)		12								
						世帯あたり(円)		28								
	評価理由															
貢献度	施策に対する事業貢献度		B		根拠	補足給付対象施設の拡大が必要										
今後の方向性	補足給付対象施設の拡大あるいはその他の制度による軽減対策等について国へ働きかけを行っていく。															

事業 優先順位		1	細事業:特定入所者介護予防サービス費					整理 番号		01	
目的		要支援被保険者が利用した介護予防サービスに伴う食費・居住費の費用について、低所得者の負担を軽減するため給付(特定入所者介護予防サービス費)を行う。									
目標		低所得者に区分される要支援認定者の食費・居住費の軽減を行う。									
事業 実施主体		直営	事業開始 年 度	平成12年度	根拠 法令	介護保険法 第61条の3					
事業費・財源			平成25年度	平成24年度	比 較	コスト 情報・従事 職員数			平成25年度	平成24年度	比 較
	財源内訳	事業費(決算額)(千円)	174	155	19		内 訳	総コスト(千円)	1,318	1,345	-27
		一般財源	63	56	7			事業費	174	155	19
		国庫支出金	61	54	7			人件費	1,144	1,190	-46
		地方債	0	0	0			公債費	0	0	0
		支払基金交付金	50	45	5		一人あたり(円)	12	12	0	
			0				世帯あたり(円)	28	29	-1	
			0				参 考	職員数(人)	0.15	0.15	0.00
							再任用職員数(人)	0.00	0.00	0.00	
今後の 方向性		足給付対象施設の拡大あるいはその他の制度による軽減対策等について国へ働きかけを行っていく。									
評 価	妥当性	効率性	有効性	対象 者	要支援認定者のうち、65歳以上の被保険者及び40歳以上65歳未満の特定疾病を起因とした被保険者で低所得者として区分される者で、負担限度額認定の申請があったもの						
	A	A	B								

事業：特定入所者介護予防サービス費給付

1. 特定入所者介護予防サービス費給付

介護保険施設等で介護予防短期入所生活介護等を利用した場合、介護費用だけでなく、食費や光熱水費などの滞在費がかかる。

低所得者について、負担増により介護予防短期入所生活介護等のサービスが利用できなくなることを避けるため、世帯全員が市町村民税非課税等の要件を満たす場合、食費と滞在費の一部について、下表の区分に応じた「負担限度額」を段階ごとに設定し、この「負担限度額」と実際にかかる食費（基準費用額）及び滞在費との差額を「特定入所者介護予防サービス費」として支給した。

対象となるサービス：介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護を利用した際の食費及び滞在費

区分		1日あたりの食費	1日あたりの滞在費			
			従来型個室	多床室	ユニット型居室	ユニット型準個室
第1段階	生活保護受給者、市町村民税非課税世帯に属する高齢福祉年金受給者等	300円	490円 (320円)	0円	820円	490円
第2段階	市町村民税非課税世帯に属し、合計所得金額課税年金収入額が80万円未満の者等	390円	490円 (420円)	320円	820円	490円
第3段階	市町村民税非課税世帯に属する、第2段階以外の者等	650円	1310円 (820円)	320円	1310円	1310円

※（ ）内は介護予防短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の額

細事業：特定入所者介護予防サービス費

1. 特定入所者介護予防サービス費給付（食費・滞在費に係る負担限度額認定）

介護保険施設等における介護予防短期入所生活介護等を利用した場合の食費・滞在費の自己負担について、低所得の方に対する配慮として、食事や滞在費の負担について限度額が設けられており、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護の利用者へ負担限度額認定制度の利用を呼びかけ、低所得者への負担軽減に努めた。

実績

40件

173,780円